

平成23年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

平成23年7月28日瑞穂町教育委員会第7回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 森田 義男 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 村野 香月 君 ・ 指導課長 黒羽 次夫 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 1名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第28号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第4 議案第29号 瑞穂町教育委員会公印規則の一部を改正する規則

- 日程第5 議案第30号 瑞穂町図書館利用者用インターネット端末利用要綱
日程第6 議案第31号 平成24年度使用中学校教科用図書採択について
日程第7 議案第32号 平成24年度使用小学校特別支援学級教科用図書採択について
日程第8 議案第33号 平成24年度使用中学校特別支援学級教科用図書採択について

開会 午前9時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番清水委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3、議案第28号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第28号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案理

由のご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき実施する、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、教育委員会において審議する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定に基づき、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育部長

説明いたします。当事業につきましては、平成21年度から毎年実施しており、今年度は第3回目ということになります。

3枚おめくりください。1ページになります。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてです。「1 目的」ですが、(1)瑞穂町教育委員会は、毎年、施策及び事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、教育委員会の課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図ります。(2)点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、広く町民に公表することにより、町民への説明責任を果たし、教育行政への理解を図ります。

「2 点検及び評価の対象」ですが、平成22年度の事務事業になります。

「3 点検及び評価の実施方法」ですが、点検及び評価は、前年度の事務事業の進ちょく状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとして、毎年度1回実施します。「点検」では、教育委員会事務局各課・館は、実施した事務事業の取り組み状況について点検及び評価し、別表の基準に基づき記載します。

「評価」では、教育委員会事務局の部長及び課長級職員は、点検・評価の結果を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示します。教育に関する有識者の知見の活用では、点検・評価について客観性を確保するため、学識経験を有する方から意見を聴くものとします。今年度は、前年度と同様、東京女子体育大学教授田中洋一氏と新たに青梅信用金庫瑞穂支店支店長石川則之氏にお願いしています。有識者の意見を踏

まえて、教育目標、基本方針、施策及び事業について総合的に点検及び評価を行い、報告書を作成します。

「4 町議会への報告」ですが、点検及び評価に関する報告書を作成し、8月下旬に町議会へ提出します。

「5 公表」ですが、記載の4つの方法で町民に公表します。

「6 点検及び評価結果の活用」ですが、点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策及び事業等の改善・充実に活用します。

次に点検の基準ですが、、良好な結果が得られた。、順調。、遅れている。の3段階としました。

次に10ページをご覧ください。点検・評価結果についてですが、の評価の事業数が13、の評価の事業数が168、の評価の事業数が0、合計181事業です。課別の内訳並びに方針別内訳については、記載のとおりです。

次に11ページをご覧ください。事務事業の点検・評価の見方についての説明です。

12ページから96ページは、基本方針1～4までの施策別点検・評価と方針ごとの課題及び今後の方向性を記載しています。

次に97・98ページをご覧ください。こちら2ページが、田中洋一氏と石川則之氏からの意見になります。意見の内容ですが、「平成22年度に実施された事務事業は、全体を通して適切に実施されており、満足できる状況と判断した。」という意見であります。個別の事業等では、7項目の意見が記載されています。全体を通した共通事項では、「数値目標を定められるものは極力設定することが必要である。しかし、「教育」は数値では表わしにくい部分もあるため、町民から信頼される教育委員会を実現するためには、成果を分かりやすく説明することが重要となってくるということ。そして、より一層「開かれた教育委員会」「信頼される教育委員会」を目指し、点検及び評価の透明性を確保し、誰が見てもわかるシステムとなるように引き続き取り組んでいくことが重要であるということ。最後に、今後は財政状況が厳しくなるので、常に事務事業を精査し、効率的かつ効果的な施策

を展開していただきたい。」という意見でした。

99ページ以降は、瑞穂町教育委員会の平成22年度の活動状況等でございます。以上で説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 全体的なことについてお聞きします。評価の方法ですが、各課で評価すると思いますが、一連の流れについてご説明ください。

教育課長 各課・館において3段階で評価します。その後、教育委員会の全管理職が集まり評価の検証をし、有識者に見ていただいています。

森田委員 報告書の各事業が掲載されている表を基に有識者から判断してもらっているのでしょうか。

教育課長 有識者から意見をいただく会議の前に、1ページから96ページの内容のものを1週間程度前に有識者に送付し、有識者から意見をいただいています。

森田委員 数値目標の設定は必要だと思います。教育委員会が取り組んだ結果と成果を示すためには、きちっとした目標を設定する必要があります。進行管理の結果の評価とならないようにしていただきたい。今後は、極力、目標を数値化し、前年度実績との比較を含め、具体的な成果を示すようにしていただきたい。

教育課長 数値化につきましては、学校に関することはなかなか難しいところがあります。社会教育事業であれば参加者等数値化しやすいところがあります。次年度以降に目標の数値化を進め、取り組み内容に具体的な成果を記載するようにしていきます。

清水委員 周辺自治体の点検評価の方法はどのようなのでしょうか。

教育課長 点検評価の手法につきましては、特段の決まりがなく、各教育委員会にまかされている状況です。瑞穂町で取り組み始めました時点では、西多摩地区の教育委員会を確認し、あきる野市を参考にしています。近隣市町村で

は、数値化をしている教育委員会はありません。

戸田委員 4点お伺いします。1点目、14ページの宿泊体験活動において、補助金支給とありますが、金額と臨海学校や修学旅行に参加できなかった子どもはいるのでしょうか。2点目、17ページのふれあい月間の推進において、なやみ相談カードは、なぜ1年生だけなのでしょう。3点目、18ページの小学校・中学校への相談員の配置において、相談件数はどの程度でしょうか。4点目、19ページの適応指導教室の運営において、完全復帰とありますが、どの程度の生徒数なのでしょう。また、評価の理由は何でしょうか。

指導課長 1点目につきましては、臨海・林間学校は1,000円、修学旅行は10,000円で、参加できなかった子どもはいません。2点目につきましては、なやみ相談カードは6年間ずっと持っていることとなりますので、1年生だけとなります。3点目につきましては、相談室の件数は約1,300件、各学校では約200～300件となっています。また、いじめはありましたが、無事解決することができました。4点目につきましては、1名が完全に復帰することができました。完全復帰はほとんどないケースで、適応指導教室が居場所になってしまうことが多く、このような理由で評価としています。

森田委員 評価の事業はありませんが、どのように改善されてきたのでしょうか。

教育課長 平成22年度に点検評価したときもありませんでした。平成21年度につきましては、国際理解教育の推進、四小耐震補強工事及び町民ハイキングの3件ありました。当該年度で完了してしまうものもありますが、となったことを踏まえて次年度の計画を立て進めています。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第28号に対する討論を行います。

森田委員 賛成の立場で討論します。報告書が町民にわかりやすいかという点と疑問があります。目標の数値化や経年比較等を今後は進めていただきたい。

大澤委員長 ほかに討論もないようですので、討論を終了します。それでは、お諮りします。議案第28号を原案どおり決

定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第28号は原案どおり可決されました。事務局においては今後の対応をお願いいたします。つづいて、日程第4、議案第29号、瑞穂町教育委員会公印規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第29号、瑞穂町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。
電子計算組織に記録した公印の印影を文書等に出力するため、規則を改正する必要があるので、本案を提出するものです。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものです。経過措置といたしまして、この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の瑞穂町教育委員会公印規則第9条の規定により届け出て公印の印影を印刷した文書等は、この規則による改正後の瑞穂町教育委員会公印規則第9条第2項の規定により承認を受けたものとみなすものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第4条第2項中「認めたとき」を「認めるとき」に改めます。
第9条中「認めたとき」を「認めるとき」に改め、後段に、「この場合において、必要と認めるときは、公印の印影を縮小して印刷することができる。」を加えます。第2項として、主管課長は、前項の規定により処理しようとするときは、公印の印影の印刷等の承認申請書(様式第3号)により教育長の承認を得なければならない。第3項として、「公印管守者は、公印の印影を印刷した文書等を厳重に保管するとともに、文書等が不要となったときは、これを破棄し、又は当該印影を抹消しなければならない。」を加えます。

第10条は、電子計算組織による公印の印影の出力についてですが、「第10条 電子計算組織を利用して証明又は通知を行う文書等のうち、公印を押印すべきものについて、教育長が適当と認めるときは、電子計算組織

に記録した公印の印影(以下「電子的公印」という。)を文書等に出力して公印の押印に代えることができる。この場合において、必要と認めるときは、電子的公印を縮小して使用することができる。」、第2項として、「主管課長は、前項の規定により電子的公印を使用しようとするときは、公印の印影の印刷等の承認申請書により教育長の承認を得なければならない。」、第3項として、「電子的公印の使用の承認を受けた主管課長は、印影の改ざんその他不正な使用のないよう電子計算組織に記録した印影を適正に管理しなければならない。」を加えます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものです。経過措置といたしまして、この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の瑞穂町教育委員会公印規則第9条の規定により届け出て公印の印影を印刷した文書等は、この規則による改正後の瑞穂町教育委員会公印規則第9条第2項の規定により承認を受けたものとみなすものです。以上で説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第29号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第29号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第29号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第5、議案第30号、瑞穂町図書館利用者用インターネット端末利用要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第30号、瑞穂町図書館利用者用インターネット端末利用要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町図書館におけるインターネット検索サービスの開始に伴い、要綱を制定する必要があるため、本案を

提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年8月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長

説明いたします。第1条は、要綱の目的について定めるものです。第2条は、利用対象について定めるものです。第3条は、利用時間について定めるものです。第4条は、利用料金について定めるものです。第5条は、利用の申し込みについて定めるものです。第6条は、利用時間及び利用回数について定めるものです。第7条は、端末の管理について定めるものです。第8条は、禁止事項について定めるものです。第9条は、利用の中止及び禁止について定めるものです。第10条は、利用の一時停止について定めるものです。第11条は、利用者の責任について定めるものです。第12条は、委任について定めるものです。

附則といたしまして、この告示は、平成23年8月1日から施行するものです。以上、説明とさせていただきます。

大澤委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員

パソコンは何台、どこに設置するのでしょうか。

図書館長

パソコンは1台、瑞穂町図書館に設置します。

戸田委員

利用者のモラルによるところも多いと思いますが、要綱に記載のないことで対応していることはありますか。

図書館長

近隣市にも確認していますが、1階事務室に設置し、職員が随時見られるようにする予定です。また、アダルト・暴力・出会い系に入っていけないようにします。

大澤委員長

ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第30号に対する討論を行います。

各委員

討論なし。

大澤委員長

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第30号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第30号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第6、議案第31号、平成24年度使用中学校教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第31号、平成24年度使用中学校教科用図書の採択について、提案理由を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条の規定に基づき、平成24年度使用中学校教科用図書を採択する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 説明します。今年度は、平成24年度から使用する中学校教科用図書につきまして、新たな検定本の中から採択替えの年になっています。

教科用図書の採択につきましては、各教育委員会がそれぞれ独自に採択することとなっていますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区が2つ以上の市町村を合わせた地域であるときは、教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことになっています。従いまして、今回の平成24年度使用中学校教科用図書の採択に当たりましては、西多摩郡4町村の教育委員長及び教育長の8名で構成される、西多摩地区教科用図書採択協議会が設置され、採択される教科書が選定されました。

採択協議会で選定された教科用図書は、別紙一覧表のとおりでございます。西多摩郡の場合、郡で教科書を選定いたしましたので、同一の教科用図書を使用することとなっていることから、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書につきましてご審議いただき、ご決定いただくこととなっております。

資料といたしまして、西多摩地区教科用図書採択協議会の選定教科書とその理由書を配布させていただいております。それでは、選定理由書等に基づき、ご決定をいただきますようお願いいたします。以上で、説明を終わ

ります。

- 大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。
- 森田委員 採択協議会における選定の段階で全ての町村が同一の選択をしたのでしょうか。
- 指導課長 ささまざまな意見が出ました。協議会の中で投票を行い選定しました。
- 森田委員 どのような意見が出たのでしょうか。特徴的なものがあれば教えてください。
- 指導課長 社会科の歴史と公民において多数の意見が出ました。7名で投票し、多数決で選定しました。
- 戸田委員 今までと出版社が変わったりしたのでしょうか。
- 指導課長 教科によっては、採択替えがありました。
- 大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第31号に対する討論を行います。
- 各委員 討論なし。
- 大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第31号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 大澤委員長 異議なしと認め、議案第31号は原案どおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。休憩は10時15分までとします。

(休憩：10時00分～10時15分)

- 大澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第7、議案第32号、平成24年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第32号，平成24年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について，提案理由を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき，平成24年度使用小学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため，本案を提出するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

指導課長 説明します。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条は教科用図書の採択について，学校教育法附則第9条は，高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級において，文部科学大臣の検定を経た教科用図書や文部科学省の著作の名義を有する教科書以外の教科用図書を使用することができるという規定です。

平成24年度に使用する小学校特別支援学級教科用図書は，別紙一覧表のとおりでございます。種目，発行者，図書名の順で読み上げます。

国語，同成社，『ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編1（改訂版）』。国語，同成社，『ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2（改訂版）』。国語，同成社，『ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1（改訂版）』。国語，学研マーケティング，『レインボーことば絵じてん』。国語，同成社，『ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2（改訂版）』。国語，同成社，『ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3（改訂版）』。書写，あかね書房，『もじのえほん あいうえお』。書写，あかね書房，『もじのえほん かたかなアイウエオ』。書写，ひさかたチャイルド，『スキップ絵本 かたかなアイウエオ』。書写，太郎次郎社エディタス，『子どもがしあげる手づくり絵本あいうえおあそび上 ひらがな50音』。書写，戸田デザイン研究室，『漢字えほん』。書写，太郎次郎社エディタス，『漢字がたのしくなる本シリーズ漢字がたのしくなる本ワーク2 あわせ漢字あそび』。算数，同成社，『ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1』。算数，同成社，『ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2』。算数，同成社，『ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3』。算数，くもん出版，『とけいカード』。算数，同成社，『ゆっくり学ぶ子の

ための「さんすう」4』。算数，同成社，『ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」』5。音楽，偕成社，『エリック・カールのえほん うたがみえるきこえるよ』。図画工作，戸田デザイン研究室，『6つの色』。保健，金の星社，『やさしいからだのえほん1からだのなかはどうなっているの？』。保健，福音館書店，『かがくのとも版（わくわく・にんげん） きゅうきゅうばこ』。生活，女子栄養大学出版部，『ワクワク絵本シリーズたのしくたべよう3もうすぐごはんなのに』。生活，福音館書店，『かがくのとも傑作集（わくわく・にんげん） 平野レミのおりょうりブッカーひもほうちょうもつかわない』。生活，評論社，『ピーター・スピアーの絵本1 せかいのひとびと』。

これらの図書につきましては，特別支援学級の設置校である第一小学校長より報告がきているものです。

なお，特別支援学級教科用図書は，各出版社では発行部数が少ない場合は，印刷しないこともあります。この場合は，改めて違う出版社の図書を採択していただくこともございますので，ご承知おき願いたいと思います。

資料として選定理由書を配布してありますので，慎重ご審議のうえ，決定をしていただきますようお願いいたします。以上で，説明を終わります。

- 大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。
- 戸田委員 算数は計算が中心のような感じがします。他の領域はどのようになっているのでしょうか。
- 指導課長 生活に必要な基本的なことを中心にしています。教員自作の補助教材も使用しています。
- 大澤委員長 ほかに質疑もないようですので，質疑を終結いたします。これより議案第32号の討論を行います。
- 各委員 討論なし。
- 大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第32号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 大澤委員長 異議なしと認め，議案第32号は原案どおり可決されました。つづいて，日程第8，議案第33号，平成24

年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第33号、平成24年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成24年度使用中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 特別支援学級教科用図書の採択の概要については、先ほどの小学校特別支援学級教科用図書の時に説明しましたので、省略させていただきます。平成24年度に使用する中学校特別支援学級教科用図書は、別紙一覧表のとおりでございます。種目、発行者、図書名の順で読み上げます。

国語、偕成社、『五味太郎・言葉図鑑5 つなぎのことば』。書写、太郎次郎社、『漢字がたのしくなる本 ワーク2 あわせ漢字あそび』。社会、岩崎書店、『知識の絵本 1 ちずあそび』。社会、成美堂出版、『いちばんわかりやすい小学生のための学習 日本地図帳』。数学、東洋館出版社、『くらしに役立つ 数学』。理科、福音館書店、『福音館の科学シリーズ じめんのうえとじめんのした』。音楽、ドレミ楽譜出版社、『保育名歌 こどものうた 100選』。美術、ポプラ社、『ペーパーランド10 色セロハンでつくろう』。美術、学研マーケティング、『あそびのおうさまずかん12 リサイクルこうさく』。保健体育、福音館書店、『かがくのとも版(わくわく・にんげん)きゅうきゅうばこ』。技術・家庭、偕成社、『子どものマナー図鑑1 ふだんの生活のマナー』。技術・家庭、偕成社、『子どものマナー図鑑2 食事のマナー』。英語、教学研究社、『小学生英語の勉強室 ABCのおけいこ<ABCの読み方・書き方>』。英語、学研マーケティング、『新・学研の英語ずかん5巻おもしろかいわ場面別表現集』。

これらの図書につきましては、特別支援学級設置校である瑞穂中学校長より報告がきているものです。

なお、特別支援学級教科用図書は、各出版社では発行部数が少ない場合は、印刷しないこともあります。この場合は、改めて違う出版社の図書を採択していただくこともございますので、ご承知おき願いたいと思います。資料として選定理由書を配布してありますので、慎重ご審議のうえ、決定していただきますようお願いいたします。以上で、説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第33号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第33号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第33号は原案どおり可決されました。以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成23年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時25分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員